

## 血液製剤使用適正化方策調査研究事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進する観点から、医療機関において実施している積極的な取組を全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図るために必要な調査研究を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業は、都道府県ごとに組織されている「合同輸血療法委員会」であって事業の実施を希望するもののうちから厚生労働省が採択した委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

### (実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、契約を締結した日から平成19年3月31日までとする。

### (実施事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 当該都道府県における医療機関の輸血療法委員会設置状況や効果的な血液製剤使用適正化への取組等の把握
- (2) 組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の取組
- (3) 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動

### (実施方法)

第5条 委員会は、本事業の実施にあたっては、関係団体等との連携を図るものとする。

### (厚生労働省への報告等)

第6条 委員会は、本事業終了後に報告書を作成し、厚生労働省医薬食品局長に冊子30部及びその電子媒体（PDFもしくはテキスト形式により作成されたもの）を提出するものとする。

### (その他)

第7条 その他、この実施要綱の定めによることが出来ない場合は、委員会は、厚生労働省医薬食品局血液対策課と協議することとする。

## 平成18年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業募集要綱

### 1. 血液製剤使用適正化方策調査研究事業について

血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進する観点から、医療機関において実施している積極的な取組を全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図るために必要な調査研究を行うことを目的とし、都道府県ごとに組織された「合同輸血療法委員会」における委託研究の募集を行うものとする。

委託研究の申請は、総合的な評価を経た後に採択され、その結果に基づいて厚生労働省と受託者は契約を締結するものとする。

なお、委託費の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、委託契約の取り消し、返還等の処分が行われるので十分ご留意いただきたい。

### 2. 応募資格について

次の(1)または(2)に該当する合同輸血療法委員会

(1) すでに組織されている合同輸血療法委員会であって、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 医療機関（輸血責任者および検査技師等）、地方公共団体、採血事業者が構成員として含まれ、設置要綱を定める等、合同輸血療法委員会の枠組みが明確にされていること。
- ② 当該都道府県の医療機関における輸血療法委員会の設置状況や効果的な血液製剤適正化への取組等の把握が行えること。
- ③ 組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の取組を実施できること。  
※ たとえば、合同輸血療法委員会への参加医療機関における、輸血療法委員会設置率の目標を80%以上と定め、その実現に向けた積極的な取組等を実施することなど
- ④ 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動を行うことができること。  
※ たとえば、医学会の地方会などが実施された際に「適正な輸血療法」等に関するテーマで講演会を行うことなど

(2) 平成18年度から組織される合同輸血療法委員会であって、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 今年度中に、医療機関（輸血責任者および検査技師等）、地方公共団体、血液事業者が構成員として含まれる予定であること。その際、合同輸血療法委員会の設置要綱を定める等、合同輸血療法委員会の枠組みが明確にされていること。
- ② 当該都道府県の医療機関における輸血療法委員会の設置状況や効果的な血液製剤適正化への取組等の把握が行えること。
- ③ 組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の推進を図れること。  
※ たとえば、合同輸血療法委員会への参加医療機関における、輸血療法委員会設置率の目標を80%以上と定め、その実現に向けた積極的な取組等を実施することなど

となど

- ④ 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動を行えること。

※ 医学会の地方会などが実施され際に「適正な輸血療法」に関するテーマで講演会等を行うことなど

### 3. 応募にあたっての留意事項

#### (1) 研究の組織について

本事業の実施にあたっては、研究代表者を定めるとともに、「合同輸血療法委員会設置要綱」を定める等、委員会組織の枠組みを明確にする。

#### (2) 委託費の管理及び経理について

研究代表者は、その責のもと委託費の管理及び経理を行うとともに、厚生労働省医薬食品局長と委託契約書を交わすものとする。

また、事業終了後に精算払いの請求書を提出するものとする。

#### (3) 応募書類について

応募にあたって、以下の書類を提出すること。

- ① 研究計画書（別添）
- ② 合同輸血療法委員会設置要綱等
- ③ すでに組織されている合同輸血療法委員会においては、その活動内容を示すもの

#### (4) 募集期間

平成18年6月22日（木）から平成18年7月21日（金）（必着）

#### (5) 提出先（照会先）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎5号館）

TEL：03-3595-2395（ダイヤルイン）

FAX：03-3507-9064

### 4. その他

研究報告書等は公開するものとする。

別添

平成18年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書

平成 年 月 日

医薬食品局長殿

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
所属機関 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
フリカナ \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

平成18年度血液製剤使用適正化方策調査研究を実施したいので次のとおり研究計画書を提出する。

1. 研究課題名 : \_\_\_\_\_

2. 研究代表者及び経理事務担当者

3. 合同輸血療法委員会組織 (現時点では参加予定でも可)

①研究者名	②分担する研究項目	④所属機関及び 現在の専門 (研究実施場所)	⑤所属機関 における 職名





## 血液製剤使用適正化方策調査研究事業評価に当たっての評価指針

### 1. 目的

平成18年度に実施されることとなった、血液製剤使用適正化方策調査研究事業の採否に当たり、また、同事業により得られる成果について、公正・透明な評価を実施するために、外部専門家による評価を実施するものである。

### 2. 評価委員会の設置

- (1) 血液対策課は、評価を行うため、血液製剤使用適正化方策調査研究事業評価委員会(以下「評価委員会」と言う。)を置く。
- (2) 評価委員会の構成、運営等に関し必要な事項は別に定める。

### 3. 評価の基本的考え方について

評価を行うにあたっては、評価の透明性・公正さを確保するために、評価に係る諸情報を積極的に公開する。

- (1) 血液対策課は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、目的や対象に関して、方法を設定し公開する。
- (2) 血液対策課は、評価実施後、被評価者に結果を開示し、評価内容を説明する等の仕組みを整備する。
- (3) 評価委員は、利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。
- (4) 評価委員の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。この場合、新たな利害関係を生じさせないように、個々の申請に対する個々の評価委員の評価結果が特定されないよう配慮するものとする。

### 4. 評価方法

- (1) 各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。
- (2) 評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。
- (3) 評価事項として、以下の事項の評価を行う。
  - ①血液製剤使用適正使用推進体制  
代表者及び参加医療施設、都道府県担当者、日赤血液センター等の委員会の枠組み
  - ②血液製剤使用事業計画  
今年度予定されている、適正使用研究計画の有効性と実現性
  - ③これまでの取組状況  
適正使用に関する実績等
- (4) 評価は、申請者から提出された書面等を評価委員に送付したうえで、別添の評価票に従い評点を付けることにより行うこととする。

## 5. 評価結果の通知

血液対策課は、評価結果を個々の申請者に通知する。なお、原則として評価の内容等を申請者に通知するものとする。その際、申請者が説明を受け、意見を述べる事が出来る仕組みの整備を図る。



## 血液製剤使用適正化方策調査研究事業評価委員会設置規程

血液製剤使用適正化方策調査研究事業評価の実施方法に関する指針に基づき、この規定を定める。

### (組織)

1. 血液製剤使用適正化方策調査研究事業評価委員会(以下、「評価委員会」という。)は、委員5名で組織する。

### (委員)

2. 評価委員会の委員は、血液対策課長が選任した血液関連分野の専門家及び、血液対策課長によって構成される。

### (任期)

3. 委員の任期は、1年とする。

### (委員長)

4. 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

### (委員の留意事項)

5. (1) 評価委員会の委員は、当該事業に応募することが出来ないものとする。  
(2) 評価委員会の委員は、利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。  
(3) 評価委員会の委員は、評価委員の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表される。この場合、新たな利害関係を生じさせないように、個々の申請に対する評価が特定されないよう配慮するものとする。

### (評価委員会の庶務)

6. 評価委員会の庶務は、血液対策課において行う。

### (雑則)

7. この規定に定めるもののほか、議事の手続その他評価委員会の運営に関し必要な事項は評価委員会が定める。

血液製剤使用適正化方策調査研究事業評価委員会委員名簿

【外部専門家】

清水 勝	医療法人西条病院理事
高橋 孝喜	日本輸血学会総務幹事（東京大学医学部付属病院輸血部教授）
田所 憲治	日本赤十字社血液事業本部総括経営会議委員
半田 誠	慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長

（50音順、敬称略）

【血液対策課】

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

平成18年度 血液製剤使用適正化方策 調査研究事業評価委員会における評価得点表

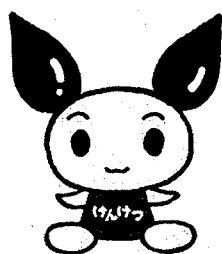
No.	都道府県名	研究代表者	研究課題名
1	北海道	紀野 修一	北海道における血液製剤の適正使用に係る取り組みについて
2	青森県	立花 直樹	適正で安全な輸血療法実現のための協力体制の構築
3	秋田県	面川 進	合同輸血療法委員会による外部評価(I&A)を活用した血液製剤の適正使用推進
4	神奈川県	加藤 俊一	神奈川県合同輸血療法委員会の実施
5	新潟県	小池 正	新潟県内の医療機関における輸血用血液の使用量と病態に関する実態調査
6	静岡県	浅井 隆善	静岡県合同輸血療法委員会の活動による血液製剤適正使用の推進
7	三重県	南 信行	血液製剤適正使用の全県的推進
8	滋賀県	苗村 光廣	血液製剤適正使用推進
9	京都府	藤井 浩	京都府における血液製剤使用適正化方策の検討
10	奈良県	藤村 吉博	血液製剤、特にアルブミンの適正使用について
11	香川県	内田 立身	香川県内における血液製剤の使用状況ならびに使用適正化方策推進にかかる調査研究
12	福岡県	佐川 公矯	福岡県内100病院における輸血管理料の取得状況と今後の課題

## 若年層の献血者対策

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアの御協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う
- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る
- (3) 若年者の献血体験の推進

献血キャラクター

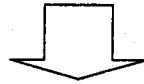


チッチ

けんけつちゃん

## ● 献血広報活動の充実

(目的) 若年層を中心とする国民が安定的かつ持続的に血液需要に見合った供給を支えていく、将来にわたる持続可能な血液の需給体制を構築する



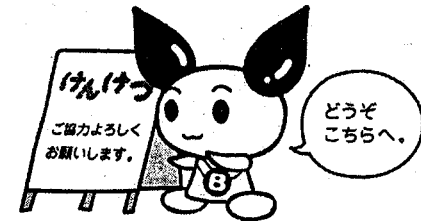
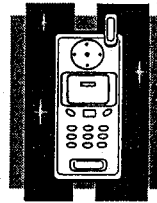
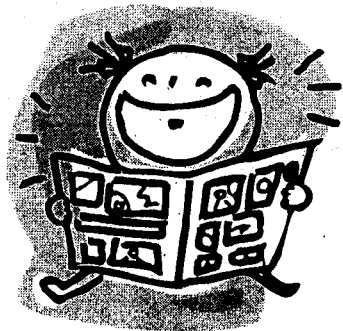
献血の推進及び将来の献血者に対する積極的な普及啓発の必要

### (1) インターネットなどを利用した献血の普及啓発

(対策)

【① 若者向け印刷媒体活用による効果的なPR】

【② インターネット等を利用した効果的な普及啓発】



#### 『経験者』

【献血キャンペーンに効果的だと思う媒体】

- ・ テレビ 87.5%
- ・ インターネット 43.9%

【献血の呼びかけとして効果があると思った媒体】

- ・ テレビ・新聞・ラジオを使った呼びかけ 57.8%
- ・ 街頭や職場、学校等での呼びかけ 49.1%

#### 『未経験者』

【献血キャンペーンに効果的だと思う媒体】

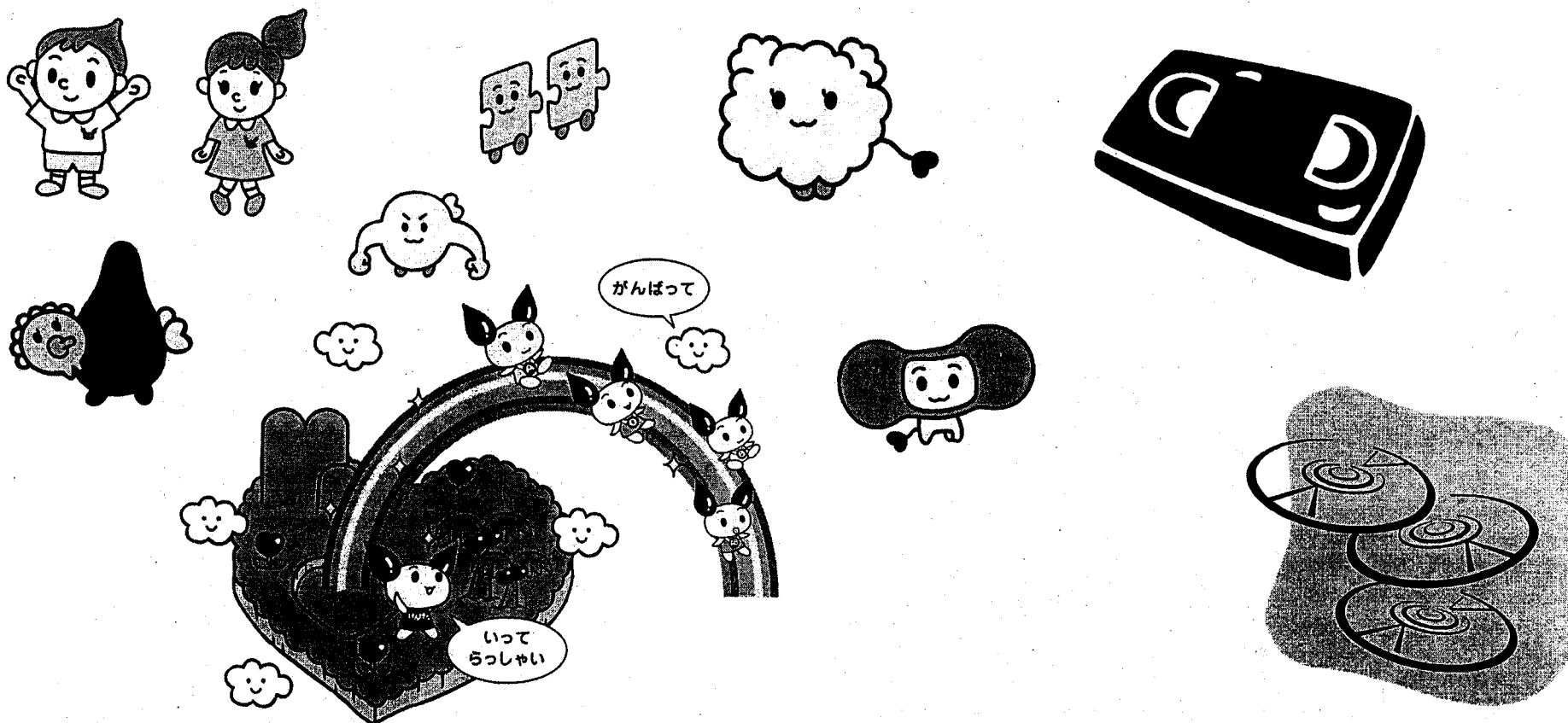
- ・ テレビ 88.9%
- ・ インターネット 41.9%

【献血の呼びかけとして効果があると思った媒体】

- ・ テレビ・新聞・ラジオを使った呼びかけ 51.4%
- ・ 街頭や職場、学校等での呼びかけ 38.4%

※ 平成17年度「若年層献血意識に関する調査」より

## (2)けんけつアニメーションの作成



### 【啓発普及のためのアニメーションの作成】

○3分程度のアニメーションを作成

- ・自治体、ボランティア団体等にも使用を許諾
- ・協賛企業に使用を許可することで、協賛企業のインセンティブにもなり得る



(ビデオ・DVD等での配布)

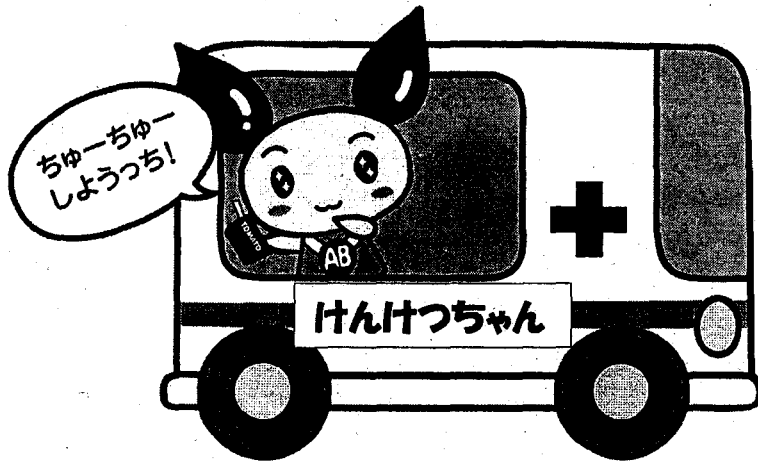
自治体等による、独自の広報に活用(TV・街頭広告)されることで若年層の目にふれる

72

(3) 献血普及啓発基盤整備費(日本赤十字社への補助事業)

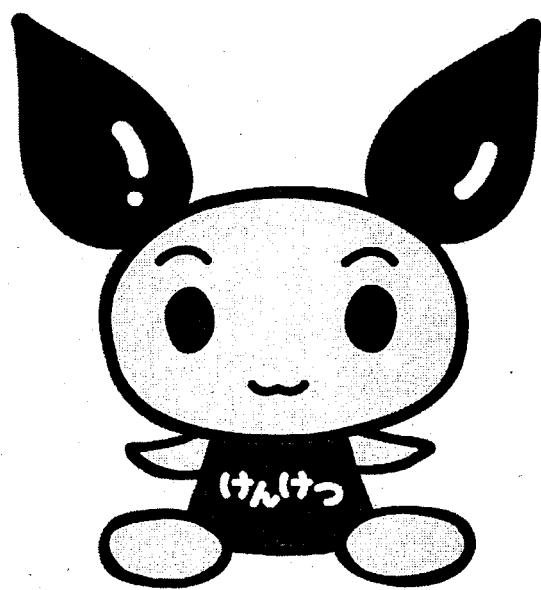
〔広報車による啓発〕

「学校やイベント会場など人の集まる場所に出向きアピール活動」



- ・小、中学校への派遣により献血の出来ない若年層への啓発が可能
- ・イベント会場等への派遣により多くの人々の目に触れる
- ・道路を走るだけで、移動広告塔になる
- ・協賛企業との連携が図れる。

献血に対するイメージアップ (明るい印象を持ってもらう)



献血キャラクター

けんけつちゃん